

# 法人の税金

## 法人の県民税

法人の県民税は市町村民税とあわせて一般に「法人住民税」とよばれており、県が行う行政サービスに必要な経費を、広く法人のみなさんにその能力に応じて負担していただくものです。

### ● 納める人

法人県民税には、資本金等の額に応じて課される「均等割」と、法人税額に応じて課される「法人税割」があります。

区分	申告・納税義務	
	均等割	法人税割
県内に事務所・事業所がある法人	○	○
県内に事務所・事業所はないが、寮、宿泊所、クラブなどがある法人	○	—
公益法人やNPO法人等	収益事業を営むもの	○
	収益事業を営まないもの (減免制度があります。詳しくは45ページをご覧ください。)	○

備考 1 ○は申告・納税義務があることを表します。

2 人格のない社団または財団で収益事業を行っているものについては、法人とみなされます。

### ● 納める額

#### ■ 均等割

区分	納める額
資本金等の額が1,000万円以下の法人	年額 2万円
〃 1,000万円を超え1億円以下の法人	年額 5万円
〃 1億円を超える10億円以下の法人	年額 13万円
〃 10億円を超える50億円以下の法人	年額 54万円
〃 50億円を超える法人	年額 80万円
公益法人やNPO法人等	年額 2万円

備考 「資本金等の額」とは、法人税法に規定する資本金等の額をいいます。なお、一定の欠損の填補または損失の填補に充てた金額がある場合はその金額を控除し、一定の剰余金または利益剰余金を資本金とした金額がある場合はその金額を加算した額になります。

また、「資本金等の額」が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、区分の「資本金等の額」を「資本金と資本準備金の合算額」としてください。

保険業法に規定する相互会社にあっては、純資産の額をいいます。

#### ■ 法人税割

$$\boxed{\text{法人税額}} \times 1.8\% (1\%)$$

備考 1 神奈川県では、法人県民税（法人税割）の超過課税を実施しています（詳しくは22ページをご覧ください。）。

2 ( ) 内の税率は、資本金の額または出資金の額が2億円以下で、かつ、法人税額が年4,000万円以下の法人に適用される税率です（保険業法に規定する相互会社などについては、( ) 内の税率は適用されません。）。

### ● 申告と納税

期限までに申告書を提出し、自ら計算した税額を納めます。

申告の種類（主なもの）	申告と納税の期限
確定申告	事業年度終了の日から2か月以内（一定の場合には、この期限を延長することができます。）
中間申告 <small>〔事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告義務がある法人〕</small>	予定申告
	仮決算に基づく中間申告

備考 2 以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の法人税割は、従業者数を基準に課税標準額（法人税額）を関係都道府県ごとにあん分して計算した税額をそれぞれ申告し、納めます。

## 市町村税 法人の市町村民税

税の仕組みや納税の方法は法人県民税と同じですが、税率が異なります。

### ● 納める人

法人市町村民税には、法人県民税と同じように、資本金等の額に応じて課される「均等割」と、法人税額に応じて課される「法人税割」があります。

区分	申告・納税義務	
	均等割	法人税割
市町村内に事務所・事業所がある法人	○	○
市町村内に事務所・事業所はないが、寮、宿泊所、クラブなどがある法人	○	—
公益法人やNPO法人等	収益事業を営むもの	○
	収益事業を営まないもの	○

備考 1 ○は申告・納税義務があることを表します。

2 人格のない社団または財団で収益事業を行っているものについては、法人とみなされます。

### ● 納める額

#### ■ 均等割（標準税率）

区分	従業員の合計数	納める額
資本金等の額が1,000万円以下の法人	50人以下	年額 5万円
	50人超	年額 12万円
" 1,000万円を超える1億円以下の法人	50人以下	年額 13万円
	50人超	年額 15万円
" 1億円を超える10億円以下の法人	50人以下	年額 16万円
	50人超	年額 40万円
" 10億円を超える50億円以下の法人	50人以下	年額 41万円
	50人超	年額 175万円
" 50億円を超える法人	50人以下	年額 41万円
	50人超	年額 300万円
公益法人やNPO法人等		年額 5万円

備考 「資本金等の額」とは、法人税法に規定する資本金等の額をいいます。なお、一定の欠損の墳補または損失の墳補に充てた金額がある場合はその金額を控除し、一定の剰余金または利益剰余金を資本金とした金額がある場合はその金額を加算した額になります。

また、「資本金等の額」が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、区分の「資本金等の額」を「資本金と資本準備金の合算額」としてください。

保険業法に規定する相互会社にあっては、純資産の額をいいます。

#### ■ 法人税割

$$\text{法人税額} \times 6.0\% \text{ (標準税率)}$$

備考 超過課税（均等割、法人税割）を実施している市町村については、税率が異なります。